

# 港区立運動場の管理運営に関する年度協定書（令和7年度）

港区教育委員会（以下「甲」という。）とピーウォッシュ・アシックススポーツファシリティーズ・東急コミュニティー共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和6年3月15日に、港区立運動場（以下「本施設」という。）の管理運営に関して締結した「港区立運動場の管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理運営に係る年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、本施設の管理運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施に対して支払われる管理運営に要する費用（以下「指定管理料」という。）を定めることを目的とする。

## （協定の期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## （業務内容）

第3条 令和7年度の業務内容は、基本協定第8条に定めるとおりとする。

## （指定管理料の額）

第4条 基本協定第32条第2項に規定する指定管理料の額は、年間 268,652,000 円（消費税を含む。）と定めるものとする。

## （指定管理料の支払）

第5条 指定管理料は、四半期ごとに、乙からの請求に基づき前金払にて支払うものとする。ただし、基本協定第33条の規定により指定管理料を変更した場合は、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前項に定める四半期ごとの指定管理料の支払額は、次のとおりとする。

（支払の内訳）

（単位：円）

| 対象期間  | 支払金額       |
|-------|------------|
| 第1四半期 | 67,184,000 |
| 第2四半期 | 67,156,000 |
| 第3四半期 | 67,156,000 |
| 第4四半期 | 67,156,000 |

3 甲は、前項の指定管理料について、適正な請求があったときは、請求のあった日から30日以内に乙に支払うものとする。

4 甲は、前項の期間内に第1項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

- 5 乙は、成果配分として、当年度の収入が当初の収支計画の収入見込み額を超え、かつ、当年度の収入額が当年度の支出額を上回る場合には、当年度の収入額から当初の収支計画の当年度の支出見込み額あるいは当年度の支出額のうち、金額の大きい方の額を差し引いた額の2分の1を甲に対し納入するものとする。ただし、納入する額は算出した額の千円以下を切り捨てた額とする。
- 6 前項の実績数値は、基本協定第25条に規定する業務実績報告書に基づき、甲乙で確認するものとする。

#### (自主事業)

- 第6条 乙は、基本協定第34条の規定により、当年度、施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、事前に甲に承認を受けた上で、自主事業を実施できるものとする。
- 2 乙は、自主事業の成果配分として、当年度の事業計画の収支見込み額を上回った場合には、上回った額の2分の1を甲に対し納入するものとする。ただし、納入する額は、算出した額の千円以下を切り捨てた額とする。
- 3 前項の実績数値は、当年度の業務実績報告書に基づき、甲乙で確認するものとする。

#### (指定管理料の清算)

- 第7条 乙は、基本協定第32条第5項に定める余剰金等が発生したときは、甲が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

#### (協議)

- 第8条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区教育委員会  
教 育 長 浦 田 幹 男

乙 豊島区長崎五丁目1番23号  
ピーウォッシュ・アシックススポーツファシリ  
ティーズ・東急コミュニティー共同事業体  
代表事業者 株式会社ピーウォッシュ  
代表取締役社長 漆 原 雅 明